

最新情報お届けします！

農地

農政

経営

Vol.18

H28.9.20発行

# ぎふふアグリ通信

4月1日、市長から任命書を受け取る山県市の新農業委員

## 改正農業委員会法施行、新体制スタート!! 県下初の女性農業委員会長が誕生!!

4月1日に施行された農業委員会法改正により、本県では山県市が新体制移行第1号となりました。その後、各務原市、瑞穂市、飛騨市と続き、現在4委員会が新体制に移行済みとなっています。

山県市は、20名の農業委員が14名となり、推進委員12名を加え26名の体制となり、今までゼロだった女性委員が、農業委員に女性を3名登用、さらに推進委員にも2名登用されました。

各務原市も、今まで女性農業委員はゼロでしたが、農業委員に2名登用されました。

今まで4名の女性が登用されていた瑞穂市は、4名とも新農業委員に継続登用されることとなり、市橋直子委員が会長に選任され、県下初の女性農業委員会長が誕生しました。

今まで5名の女性が登用されていた飛騨市は、2名が継続登用され3名が退任されましたが、新たに3名の女性を登用して引き続き5名が登用されました。

今年度は、下呂市が10月1日、恵那市が11月14日、郡上市が平成29年3月1日に、それぞれ新体制がスタートし、その他の35委員会は、平成29年7月に新体制へ移行します。

問い合わせ

■(一社)岐阜県農業会議 総務課(堀口)

電話 058-268-2527

農地中間管理事業のさらなる推進を!!

農地の **貸したい** **借りたい** をお手伝いします!!

# 農地中間管理事業

新しい農地の  
貸し借りの  
仕組みです

●耕作を続けることが難しく、農地を貸したいけど、知らない人に貸すのは不安…

●農地を借りて規模拡大したい…  
●農地を集約して経営を効率化したい…

そんなときは…

## 農地中間管理事業を活用しましょう!

公的機関(農地中間管理機構)が間に入って  
農地の貸し借りを行いますので安心です。  
お気軽にご相談ください。

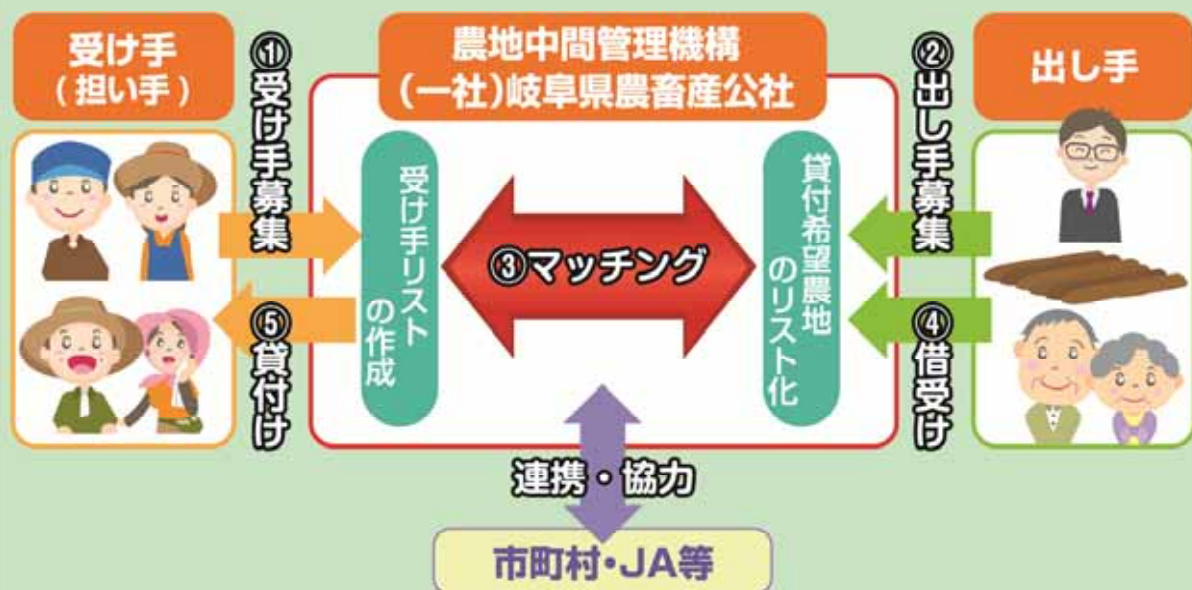
岐阜県農地中間管理機構  
一般社団法人 岐阜県農畜産公社

## 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、新しい農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地の貸付けを行う事業です。

※岐阜県では、(一社)岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けました。

### 農地中間管理事業の仕組み



- ①農地の借受希望者（受け手）を募集します。（受け手リストを作成）
- ②農地の貸付希望者（出し手）を募集します。（貸付希望農地リストを作成）
- ③受け手・出し手の情報をマッチングします。
- ④受け手への貸付けが見込める農地を借受けします。
- ⑤受け手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、貸付けします。

#### 受け手のメリット

- 個々の所有者と交渉する必要がありません。
- 契約更新や賃借料の支払いが一度にできます。

#### 出し手のメリット

- 公的な機関なので安心して農地を貸付けることができます。
- 受け手を探したり交渉したりする必要がなく、賃借料のやりとりなどの煩わしさもありません。

# 農地中間管理事業の実施方法・基準等について

## 1 受け手(農地の借受希望者)の募集

- ▶ 募集は地域の特徴や担い手の状況等を踏まえ設定する区域(市町村又は大字など)ごとに、随時実施しています。
- ▶ 応募は、公社又は地域窓口(市町村・JA)で受け付けします。
- ▶ 募集結果は、公社のホームページで公表します。(氏名、希望内容など)  
→公表は、変更や取り下げの申し出がない限り継続されます。

## 2 出し手(農地の貸付希望者)の募集

- ▶ 受け手の応募状況等を踏まえ、出し手の募集を行います。
- ▶ 応募は、各地域窓口で受け付けします。(実施時期、方法は各地域で異なります)

## 3 農地の借受基準やルール(出し手→公社への借受け)

- ▶ 対象農地は、「農業振興地域」内の農地となります。
- ▶ 利用が困難な耕作放棄地や、受け手が見込まれない農地は借受けしません。
- ▶ 貸付期間は、概ね10年以上が基本となりますが、希望がある場合には概ね5年まで短縮することができます。  
※一部の支援措置(経営転換協力金等)については、10年以上の貸付けが要件となります。
- ▶ 農地の貸付先(受け手)は、公社へ一任いただくこととなります。
- ▶ 公社が借受けてから2年間を経過しても貸付先が決まらない場合などは、契約を解除することがあります。

## 4 農地の貸付先の決定ルール(公社→受け手への貸付け)

- ▶ 貸付先の決定にあたっては、以下の事項に配慮するとともに、①現在経営している農地との位置関係、②借受希望条件との適合性、③地域農業の発展に資する程度などにより優先順位付けを行い、受け手と順次協議のうえ決定します。

### 配慮事項

- ①受け手の規模拡大又は農地集約につながるよう配慮する。
- ②既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないように配慮する。
- ③新規参入者が効率的・安定的な農業経営を目指していけるよう配慮する。
- ④人・農地プランの内容に配慮する。
- ⑤利用農地の集約化を図る観点から、担い手間等の利用権の交換や、集落営農(法人)への農地貸付けを優先する。

## 5 賃料の水準

- ▶ 賃料は、地域の平均的な水準を基本に、受け手、出し手と協議のうえ決定します。

## 機構集積協力金及び税制措置について

### ① 農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

農地中間管理事業を活用し農地の貸付け等を行った地域や出し手に協力金が交付されます。各地域の実情に応じて交付基準が定められておりますので、詳細な内容（交付要件・配分方法等）については、お持ちの農地がある市町村にお問い合わせください。

#### 1. 地域に対する支援

- 機構に一定割合以上のまとまった農地を貸付けた地域に対する支援（地域集積協力金）  
※具体的な交付先・用途は「市町村」が地域と協議の上で決定します。

#### 2. 個々の出し手に対する支援

- 経営転換・リタイアする出し手に対する支援（経営転換協力金）
- 農地の集積・集約化に協力する出し手に対する支援（耕作者集積協力金）  
※経営転換協力金と耕作者集積協力金は重複して受給することができません。

#### 3. 協力金の交付・返還

##### 【協力金の交付】

- 協力金の交付を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。
- 予算状況等によっては、要望額通り交付できない場合があります。

##### 【協力金の返還】

- 経営転換協力金と耕作者集積協力金については、交付決定後10年以内に交付対象者の事情により交付要件を満たさなくなった場合、返還となります。

### ② 農地中間管理機構への出し手に対する税制措置

#### 1. 固定資産税の減免

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、新たにまとめて機構に10年以上の期間貸付けた場合、当該農地に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。  
対象は平成28年度以降に機構に貸付けた農地で、平成29年度に納付する固定資産税から軽減されます。

#### 2. 遊休農地に対する課税強化

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地については、通常の農地の評価額が売買価格×0.55となっているところ、勧告を受けた遊休農地は0.55を乗じられません。（結果的に1.8倍になります。）  
平成29年度に納付する固定資産税から適用されます。

#### お問い合わせ先

##### ■ 農地中間管理事業について

- ・最寄の地域窓口（市町村・農協等）
- ・農地中間管理機構（一社）岐阜県農畜産公社  
TEL：058-215-6434 FAX：058-215-6435 E-mail：gifu-kiko@gifu-notiku.com  
HPアドレス：http://nochichukan-gifu.com

##### ■ 機構集積協力金について

- ・最寄の県農林事務所農業振興課 又は 市町村担当課
- ・県農政部農業経営課 TEL：058-272-1111（内線2847） FAX：058-278-2686

##### ■ 税制措置について

- ・市町村担当課

# 遊休農地対策について

## 遊休農地をめぐる情勢

### 1. 農地所有者等は農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければいけません

農地法上、農地の所有者等には、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定が設けられました。農地所有者等には農地の有効利用が求められていますが、全国的な傾向として遊休農地面積は年々増加傾向にあり、その発生防止・解消が急務となっています。

### 2. 遊休農地対策は一貫して農業委員会が取り組むこととされています

平成21年の農地法改正により、それまで農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村が取り組むこととされていた遊休農地対策について、農地法に基づき市町村農業委員会が取り組むこととされました。

### 3. 遊休農地対策の入り口に利用状況調査・利用意向調査が位置付けられました

平成21年の農地法改正により、管内の全ての農地について利用状況調査の実施が、また、平成26年の農地法改正により、遊休農地に対する利用意向調査の実施が法令業務として義務付けられ、遊休農地対策の入り口としてこれらの調査が位置付けられました。

### 4. 遊休農地の課税強化（固定資産税関係）制度の新設

農地利用状況調査及び農地利用意向調査の結果が平成28年税制改正により、固定資産課税の課税強化の根拠に利用されることとなりました。これにより、農業振興地域における農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地に対しては、課税評価額が1.8倍とされます。（詳細は7ページをご覧ください。）

## 遊休農地の解消対策

### 1. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

耕作放棄地の再生に取り組み、農地の農業上の有効利用と食料自給率の向上を図るため、平成21年度に創設されたのが、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金です。当初5年間の基金として創設されましたが、平成26年度には実施期間の延長が行われ、平成30年度まで活用することが出来ることとなりました。

具体的には、耕作放棄地の再生、土壌改良、作物の作付、基盤整備、用排水施設、農業用機械、農業用施設の整備等を総合的に支援する取り組みで、本県ではこれまで5,100万円を超える交付金を活用し、約46haの農地が再生されました。

(岐阜県)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
交付金額	11,248千円	4,179千円	3,838千円	2,531千円	7,980千円	21,651千円	51,427千円
解消面積	1,444a	1,111a	723a	301a	409a	584a	4,572a

#### (1) 再生作業（障害物除去等及び土づくり）

定額支援 5万円 / 10a ・重機作業を伴う場合等補助率1/2以内

但し、集約化要件に該当する場合には、割増し（6万円 / 10a）となる。具体的には以下の2つを満たす場合が対象となります。

人・農地プランで定める中心経営体に集約化すること。

集約化される農地が、再生作業をする農地1筆又は数筆で1ha以上、既耕地と再生作業をする農地を併せて1ha以上のまとまりを有していること。

#### (2) 土づくり（2年目が必要な場合、2年目のみ）

定額支援 2万5千円 / 10a

#### (3) 営農定着（作物の作付に対する支援）

定額支援 2万5千円 / 10a

#### (4) 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等、定額）

#### (5) 施設等補完整備に関する支援

用排水施設、農業用機械・施設等の整備 補助率1/2以内等

小規模基盤整備（水路、農道等の改修、区画整理、暗渠排水）定額支援 2万5千円 / 10a

農業体験施設の整備（市民農園・教育ファーム） 補助率1/2以内

## 平成28年度農地イキキ再生週間の活動計画

県では、耕作放棄地の解消対策として、毎年11月に1週間程度、農林事務所毎に地区を設定し、その解消活動を集中的かつ重点的に実施することとしています。

これは、耕作放棄地の解消活動を県内各地で集中的に実施することで、広く県民に耕作放棄地の認識を深め、その対策の必要性を理解していただく機会として、「農地イキキ再生週間」の期間内に県、市町村、地元関係者等による取り組みを行うものです。

なお、今年度の活動計画は下記のとおり。

(県農村振興課)

実施時期	市町村名・地区名	活動主体	解消面積 (活動農地面積) (a)	活動内容	作物作付等
11月1～11日	岐阜市木田地区	岐阜市地域再生協議会	11	草刈り	保全管理
11月中旬	大垣市上石津町多良地区	(有)レイクルーズ	14	草刈り	水稲
10月下旬	揖斐川町春日地区	NPO法人山菜の里いび	4	葉草苗の定植	ヨモギ
9月下旬	関市富之保地区	関市再生協議会	10	草刈り、抜根作業	水稲
10月下旬	郡上市白鳥町前谷地区	前谷棚田を守る会	10	草刈り	水稲
10月	七宗町小穴地区	七宗町再生協議会	14	調査・草刈り	検討中
8月17日	瑞浪市平山地区	瑞浪市農業再生協議会	15	草刈り	保全管理
11月	中津川市阿木地区	農家	40.6	草刈り、重機による再生作業	イモ類
11月1日	恵那市中野方地区	農事組合法人	17	草刈り	検討中
6月21日	下呂市小坂町落合地区	下呂市農業委員会	30	草刈り、電牧柵の設置	エゴマ
11月16日	飛騨市古川町是重地区	飛騨市	14	草刈り、耕起	水稲

## 農地保有に係る課税の強化・軽減の概要

農地中間管理機構を活用した場合には固定資産税の軽減措置が設けられるとともに、遊休農地( )を有する場合には課税強化が行われる制度が創設されました。

農業委員会が農地中間管理権の取得に関して農地中間管理機構との協議を勧告したものに限られます。

### 1. 農地保有に係る課税の軽減

所有する農地の全て(10a未満の自留地を除く)について、農地中間管理機構に対して新たに10年以上の貸借期間を設けて貸付を行った場合、一定の期間**固定資産税が1/2に軽減**されます。

#### 農地保有にかかる税の軽減措置の具体例

1	貸借期間15年以上	最初の <b>5年間</b>
2	貸借期間10年以上15年未満	最初の <b>3年間</b>

### 2. 農地保有に係る課税の強化

農業振興地域において、農業委員会の実施する農地利用状況調査の結果、遊休農地であるとされたもののうち、農地中間管理機構との協議の勧告を受けた農地が対象となります。

固定資産税の評価替えを行わないこととなるため、結果として**課税評価額が、1.8倍**となります。

#### 農業委員会が農地中間管理機構との協議の勧告を行うケース

1	利用意向調査で意思表示から6カ月を経過しても、意思のとおり実施していない。
2	利用意向調査を行った結果、6カ月を経過しても、意思表示がなかった。

# 「第19回全国農業担い手サミットinぎふ」の開催!

全国から農業の担い手が一堂に会し、農業経営の現状や課題についての理解を深め、地域農業・農村の発展につなげることを目的に、第19回全国農業担い手サミットinぎふを開催します。

県では、この機を捉え、就農相談から営農定着まで一貫して支援する「岐阜県方式」の担い手育成を、全国の農業関係者にアピールするとともに、農業技術や情報の共有により、県内の担い手育成、確保につなげていきます。

今後の担い手育成推進のための新たな支援体制づくりのため、県内各地で「就農応援隊」の設立を進めています。就農応援隊は自治会、商工会、金融機関などで構成され、言うなれば、担い手を支援する農業関係団体等と連携・協同するサポーターです。

農業担い手サミット当日は、県内各地で設立された就農応援隊が一堂に会し、応援宣言を行い、全国に向けてその取り組みを発信する予定です。



## 大会テーマ

広げよう!つなげよう!未来の農業へ  
～ともに語ろう清流の国で～

## 開催行事

### (1) 全体会

開催日 平成28年11月10日(木)  
場所 岐阜メモリアルセンター(岐阜市)  
次第 皇族殿下のおことば  
全国優良経営体表彰  
サミット宣言 ほか  
出演: 紺野美沙子さん(案内人)  
城宏憲さん(国歌独唱)ほか

### (2) 地域交流会

開催日 平成28年11月10日(木)  
場所 県内10地域 11会場

### (3) 現地研修会

開催日 平成28年11月11日(金)  
場所 県内10地域 33コース

開催案内など、詳しくは、農業担い手サミットホームページをご覧ください。

検索キーワード

## 問い合わせ

■第19回全国農業担い手サミットinぎふ  
実行委員会事務局 総務企画係(谷岡)

電話 058-272-1111  
(内線2852)

## 編集 発行

一般社団法人 岐阜県農業会議 会長 鷺見 郁雄  
岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階 TEL: 058-268-2527  
FAX: 058-273-6177 E-mail: gifu@nca.or.jp ホームページ: <http://www.gifu-agri.jp>